

京都府立府民の森ひよしネーミングライツ募集要項

1 募集目的

京都府立府民の森ひよし（以下「府民の森ひよし」という。）は、森林についての理解を深め、森林での自然とのふれあい、木工などが体験でき、また、キャンプ場やキャビンなど宿泊施設を備えた府内の基幹的な公共施設として、多くの方々に幅広い目的で利用していただける森林公園です。

府では財源の確保による府民の森ひよしの管理運営の長期安定化や公共的機能の維持・向上をはじめ、府民の自然との触れ合いや府民参加の森づくりを促進するため、当施設のネーミングライツパートナー企業を以下のとおり募集します。

2 募集主体

京都府

3 対象施設

京都府立府民の森ひよし

京都府南丹市日吉町天若上ノ所25番地

4 施設概要等

(1) 施設の規模

- | | |
|--------|------------------------------|
| ① 敷地面積 | 1,277,266.89 m ² |
| ② 建築面積 | 25棟 計1,080.94 m ² |
| ③ 構造 | 全て木造 |
| ④ 延床面積 | 25棟 計1,070.60 m ² |

(2) 施設概要

森の資料館1棟 292.41 m²

木工研修館1棟 104.04 m²

メインキャビン1棟（風呂、トイレ、キッチン付、洋和室5室25名定員）

サブキャビン2棟（シャワー、トイレ、キッチン付、和室4名定員）

キャンプ場 電源設備あり10区画、ペット同伴可10区画、テントデッキ10区画、露地テントサイト10区画、デイキャンプ10区画

炊事棟1棟、屋外便所1棟、モノレール収納庫1棟、収納小屋2棟、

渡り廊下1棟、あずまや12棟、シャワー室1棟、休憩室1棟

5 募集概要

(1) ネーミングライツの範囲

- ① 京都府立府民の森ひよしの名称（愛称）として、企業名等を付けることができます。

- ② 愛称を命名する権利であり、京都府立府民の森条例（平成 12 年京都府条例第 23 号）に規定する正式名称を変更するものではありません。
- ③ ネーミングライツ以外の特典
府民の森ひよし無料使用权：年間 5 日間以内
→ただし利用日については、年間調整を実施する中で決定
- ④ 愛称の看板等の設置場所、施工範囲、設置時期、大きさ等は協議の上、決定します。

(2) 募集条件

- ① 契約期間
令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間以上を希望
更新に関しては優先交渉権を付与します。
- ② 募集金額
1 年間当たり 50 万円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ 上記①、②の項目については、上記内容を基本としますが、応募企業からの条件提案も可能です。
- ③ 名称に係る条件
 - ・自然や緑との触れ合いや親しみを持つ森林公園として、また、府民参加の森づくりの拠点施設としてふさわしい名称（愛称）とします。
 - ・利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の名称（愛称）の変更はできません。
 - ・愛称の使用開始から一定の期間（1 年間程度）は、条例上の施設名称と愛称を併記する場合があります。
- ④ 費用負担
公園の名称看板等の設置及び契約期間満了後の当該看板の撤去等現状回復については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナー企業に負担していただきます。
また、周辺の道路標識、バスの案内表示等についても、費用が発生する場合は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナー企業に負担していただきます。
- ⑤ 応募条件
 - ・京都府内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
 - ・京都府広告取扱要綱及び京都府広告取扱基準の規定に抵触する者でないこと。
 - ・国税、地方税を滞納していないこと。
 - ・役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
 - ・京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 1 項に掲げる暴力団に該当しないこと。

(3) スポンサーメリットの追加提案

追加提案がある場合には、申込書の提出と併せて提案してください。内容については、追加提案に係るネーミングライツ料の増額の有無を含め、ネーミングライツパートナー企業選定後に、当該企業と府とが協議の上、決定します。

6 選定方法

提出いただいた書類をもとに、外部の専門家の御意見も聞いた上で、応募者、名称案、契約期間、応募金額、社会貢献活動の内容等を総合的に検討し、応募された企業の中からネーミングライツパートナー企業を選定します。

選定結果は、全ての応募者に通知します。また、選定されたネーミングライツパートナー企業については公表します。

7 情報の公開

応募内容及び選定結果等については、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき、原則として開示対象となります。

8 契約の締結方法

選定されたネーミングライツパートナー企業と最終的な協議を経て、当該企業と府との間で契約を締結します。

9 申込方法

(1) 申込期間

令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）までに持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付日時は土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は期間内必着とします。

(2) 提出書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 会社概要（直近3期分の決算報告書等、財務状況のわかる資料を含む。）
- ③ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 納税証明書
 - ・都道府県税の納税証明書
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤ 応募資格に関する自己申告書（様式2）

(3) 提出部数

正本1部、副本（コピー可）10部を提出してください。
なお、提出された書類は一切返却いたしません。

10 その他

- ・府民の森ひよしの管理運営については、指定管理者制度によることとしており、現在、株式会社設計京北（京都市右京区京北周山町泓 21-2）が指定管理者です。
- ・屋外広告物等については、京都府屋外広告物条例（昭和 28 年京都府条例第 30 号）等に基づき、一定の制約がかかる場合があります。
- ・申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

11 質問書の受付

(1) 受付期間：令和 5 年 9 月 2 9 日（金）から 1 0 月 2 3 日（月）まで

(2) 提出方法：質問書（様式 3）に記入し、電子メール、郵送、F A X、のいずれかで、下記「12 質問書、申込書の提出先」まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

(3) 回 答：令和 5 年 1 0 月 3 0 日（月）
質問者全員に電子メール又は F A X にて回答します。

12 質問書、申込書の提出先

京都府農林水産部森の保全推進課モデルフォレスト推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（府庁 2 号館 4 階）

電話：075-414-5005 F A X：075-414-5010

E-mail：morinohozen@pref.kyoto.lg.jp

(様式 1)

京都府立府民の森ひよしネーミングライツ取得申込書

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

企業の所在地

企業の名称

代表者名

京都府立府民の森ひよしネーミングライツ募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

企 業 名	
業 種	
業 務 内 容	
ネーミング案	
契 約 期 間	令和6年4月1日から 年 月 日までの 年間
応 募 金 額	1年当たり 円 (消費税及び地方消費税含む)
スポンサーメリ ットの追加提案	
	----- 上記追加提案による応募金額の増額 円
社会貢献活動の 内容、計画等	
担 当 者 連 絡 先	所属部署
	職 名 及び氏名
	電 話 : FAX : E-mail :

応募資格に関する自己申告書

企業の所在地

企業の名称

代表者名

印

京都府立府民の森ひよしネーミングライツパートナー企業への応募について、下記の応募資格をすべて満たしていることを申告します。

この申告書が事実と相違することが判明した場合には、京都府が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 京都府内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
- 2 京都府広告取扱要綱及び京都府広告取扱基準の規定に抵触する者でないこと。
- 3 国税、地方税を滞納していないこと。
- 4 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 5 京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 1 項に掲げる暴力団に該当しないこと。

(様式 3)

送 付 先	京都府農林水産部森の保全推進課 FAX : 0 7 5 - 4 1 4 - 5 0 1 0 E-mail : morinohozen@pref.kyoto.lg.jp
-------------	---

年 月 日

質 問 書

企業の 名称			
所在地			
担当者 連絡先	所属部署		
	氏名		
	電話		FAX
【質問内容】			